

# 定住自立圏の形成に関する協定書

網走市・大空町

## 定住自立圏の形成に関する協定書

網走市（以下「甲」という。）と大空町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携を図りながら、定住に必要な都市機能や圏域住民が真に必要な生活機能の確保、充実を図るとともに地域活性化に努め、安心して暮らし続けられる圏域とするために、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互の役割分担と連携を図り、共同し、又は補完するものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
  - (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
  - (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野
- （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲及び乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●年●●月●●日

網走市南6条東4丁目

甲

網走市長

網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

乙

大空町長

別表1（第3条関係）

○生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

ア 救急医療体制の確保

取組内容	圏域住民に切れ目ない医療サービスを提供するため、日常生活に密着した初期医療機関と中核的病院の適切な役割分担と連携を推進し、救急医療体制の確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持・確保に取り組む。

イ 小児科及び産科医療体制の確保

取組内容	圏域の住民が安心して子どもを産み育てられる環境を維持するため、圏域内の小児科及び産科医療体制の維持・確保に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における小児科、産科医療体制及び小児科救急医療体制の維持・確保に取り組む。

（2）広域観光

ア 観光振興の推進

取組内容	観光振興による圏域の活性化を図るため、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、国内及び海外からの観光客の誘致に取り組む。

（3）教育

ア 生涯学習の充実

取組内容	圏域内における、生涯学習の機会拡大、文化・スポーツの振興等を図るため、教育施設の相互利用、学習・文化・スポーツ等に関する情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、学習・文化・スポーツ施設などの情報共有を図り、圏域内外に情報を発信するとともに、各種生涯学習機会の充実に取り組む。

#### (4) 環境

##### ア 地域ぐるみによる環境関連活動の推進

取組内容	圏域の自然環境を守るため、各種団体、ボランティア団体などで行う環境保全活動などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、地域で行っている清掃ボランティア活動等を支援し、圏域全体の環境関連活動を推進する。

##### イ 生活環境・衛生環境の向上

取組内容	圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携して、圏域内の生活環境・衛生環境の向上及び循環型社会の構築に向け、一般廃棄物処理施設などの広域的な整備の構想や必要な協力・支援について検討する。

#### (5) 防災

##### ア 防災対策活動の推進

取組内容	圏域住民の安全を確保するため、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、消防、救急、防災体制の充実を図るとともに防災意識の啓発、研修等を行う。

#### (6) 福祉

##### ア 福祉サービスの向上

取組内容	児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るため、福祉サービスの相互利用や福祉に関するネットワーク構築、福祉サービス従事者の育成などについて取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、児童・障がい者・高齢者に対する各種福祉サービスの充実を図るための取り組みを行う。

(7) 産業振興

ア 圏域経済の活性化と雇用の創出

取組内容	圏域経済の活性化と雇用の創出を図るため、地場産業の振興に取り組むとともに、圏域の資源を活用した新商品の創出や販路拡大の促進及び産学官金連携等も含め新たな技術開発に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、新商品開発、販路拡大、新産業創造など、地場産業の振興に必要な取り組みを行う。

イ 水産資源の確保

取組内容	圏域内の水産資源を有効的に利用するため、有用資源及び水質環境を総合的に調査するとともに環境改善対策の検討などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域内における水産資源の有効利用及び環境改善対策に必要な取り組みを行う。

ウ 農林業振興の推進

取組内容	安定した農業基盤の確立に向け、担い手の育成・確保を図るとともに、有害鳥獣による農林業被害・人的被害を防止するために、駆除・捕獲や調査等に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、乙や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、担い手の育成・確保に取り組み、農林業の振興を図る。また、甲や猟友会・農業団体と連携した有害鳥獣の駆除・捕獲や調査等に取り組む。

別表2（第3条関係）

○結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（1）地域公共交通

ア 地域公共交通の維持・確保

取組内容	圏域内住民の移動手段を確保するため、圏域における公共交通の課題について継続的に調査、検証するとともに、地域公共交通等の維持・確保対策に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、地域公共交通等の維持・確保に向けた必要な取り組みを行う。

（2）地域内外の住民との交流・移住促進

ア 交流・移住受入体制の促進

取組内容	地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や受入体制などの充実に取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、移住・長期滞在の促進に向けた必要な取り組みを行う。

イ 交流人口の拡大

取組内容	圏域への交流人口の拡大を図るため、文化・スポーツ合宿や各種イベント情報の共有などに取り組む。
甲の役割	乙と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。
乙の役割	甲と連携して、文化・スポーツ合宿や各種イベントに関する情報の圏域内外への発信などを行う。

別表3（第3条関係）

○圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）人材の育成

ア 人材の育成

取組内容	地域力の向上を図るため、各分野の人材育成や研修機会の創出などに取り組む。
甲の役割	乙や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。
乙の役割	甲や関係機関・団体等と連携し、圏域における人材育成の取り組みを支援するとともに住民に参加を働きかけ地域の人材育成を行う。

（2）圏域内市町の職員等の交流

ア 市町間職員研修交流

取組内容	職員の資質及び政策課題への対応力を高めるため、研修会の開催等により職員の能力向上や職員間の交流に取り組む。
甲の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。
乙の役割	各分野の職員研修等の機会を設け、行政職員としての資質向上を図る。